

平成26年度 東部保健所・国東保健部行動計画

I-① 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備（東部保健所）

- 患者、家族が安心して医療機関から在宅へ移行できるよう、東部医療圏域内支援体制の強化に努めます。
- よりよい支援が提供できるよう、在宅医療を支える関係者の人材育成に努めます。
- 各市町村での在宅医療体制が充実するよう支援を行います。

I-② 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備（国東保健部）

- 国東市が推進する在宅医療連携拠点体制整備事業を支援します。
- 地域ケア会議に助言者として参加します。
- 保健所事業をとおした連携・協働を進めます。
- 医療・介護機関等の一体的な連携体制の強化に努めます。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実（東部保健所・国東保健部）

- 新型インフルエンザの発生に備え、市町村行動計画の策定にかかる支援を行います。
- 健康危機管理事案の発生に備え、関係機関体制整備に向けた支援、助言等を行います。

III 豊かな水環境の創出（東部保健所・国東保健部）

- 排水監視計画に基づき、事業場等から公共用水域に排出される水や地下水の検査を実施します。
- 有害物質を使用・貯蔵等している特定施設の立入調査を実施します。
- 浄化槽の適正管理について啓発を行い、法定検査未受検者全員に対し文書指導を行います。
- 河川環境の保全に取り組む団体等に対して、環境学習等の活用を促進します。

平成26年度 東部保健所行動計画

IV 旅館・ホテル自主的衛生管理の推進（東部保健所）

- 別府市旅館ホテル組合等と連携し、別府市内の旅館・ホテルを対象に、事業者自らが実施する衛生管理の取組を推進するための認証制度を確立します。

V 教育現場における薬育授業実施のための支援（東部保健所）

- 薬育（医薬品の適正使用・薬物乱用防止）を推進するための支援体制を構築し、薬育授業の定着化を図ります。
- 教員に対する講習会の実施や講師となる薬剤師のリストアップを行い、薬育授業実施のための支援体制を構築します。
- 薬育授業を管内小中学校でモデル実施します。
- 「おくすりセミナー」の開催や、学校の「ほけんだより」で正しい薬の知識を情報提供します。
- 薬育のためのテキストを作成します。

I-① 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

現状と課題

- 地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援の一助となるケアマネジメント支援、地域課題の把握を目的に行う地域ケア会議は、杵築市では県下に先駆けて平成24年度から、別府市、日出町では平成25年度から開始している。
- 東部医療圏域(別府市・杵築市・日出町・国東市・姫島村)は、別府市内に急性期病院やがん拠点病院などの専門医療機関が集中しているが、在宅医療の推進にあたっては、急性期やがん、難病などの難治性疾患患者は、生活圈を越えて市外の医療機関を受診している実態があることから、地域を超えた在宅移行に向けた連携の仕組みづくりが必要となっている。このように、市町村内で完結しない地域を超えた広域的な連携・調整については、今後一層の市町村への支援及び体制強化を図っていくことが必要である。
- 管内では、医療と介護の双方向から、より総合的・一体的な支援を行うことを目的に作成した『情報連絡票』を活用しているが、効果的な連携が図れたという一方で、課題もあげられている。患者、家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、今後一層の連携促進に向け、連絡票の活用の周知や情報共有体制の整備が必要である。

保健所が実施すべき対策

- (1) 各種会議の開催を通じた多職種連携による支援体制の整備
- (2) 各種研修会・事例検討会の開催を通じたコメディカル・介護関係者等の人材育成
- (3) 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市町村への支援
- (4) 情報連絡票の活用等による連携の促進

目標指標

- (1) ①東部医療圏域連携会議の開催
②東部地域がん在宅連携会議の開催
- (2) ①訪問看護と介護の連携強化に向けた事例検討会の開催
②看護職を対象とした在宅への移行支援に向けた研修会の開催
- (3) ①地域ケア会議への参加
②在宅医療連携会議等への参加
- (4) 関係機関相互の情報連絡体制の充実



I-② 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

現状と課題

- 25年度、国東市は9月から毎週1回地域ケア会議を開始。また、在宅医療連携拠点体制整備事業(3年事業)をスタートさせ、在宅医療連携推進運営会議を設置し多職種連携の研修会を実施した。
- 地域では、保健医療福祉介護分野従事者からなる、くにさき地域包括ケア推進会議(ホットネット)が活動するなど、地域包括ケア推進に向けた動きが起きており、保健部も協働しながら取り組んできた。
- 26年度は、在宅医療連携推進運営会議が中心となり、具体的な取組の展開と、地域の関係機関等とのネットワークの強化が必要である。

保健所が実施すべき対策

- (1) 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市村への支援
- (2) 各種研修会や会議の開催を通じた コメディカル・介護関係者等の人材育成及び関係機関との連携体制の強化

目標指標

- (1) ①国東市在宅医療連携推進運営会議への参加
②地域ケア会議への参加
③介護予防拠点支援事業
- (2) ①介護予防従事者研修会の開催
②看護ネットワーク推進会議の開催



Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

- 平成25年4月13日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定に基づき、県では新型インフルエンザ対策の基本指針となる「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。一方、市町村では、本年度中に行動計画の策定または見直しを行うこととなっており、県の行動計画や国のガイドラインとの整合性を図る必要がある。
- 健康危機管理事案については、発生時に備え、平素からの体制づくりと関係機関との緊密な連携が不可欠である。随時の情報発信ならびに体制整備にむけた助言・研修会等を行い、健康危機管理意識の向上とスキルの習得を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

- (1) 新型インフルエンザ市町村行動計画の策定支援
 - ①市町村職員及び関係機関を対象に健康危機管理連絡会議等を活用した新型インフルエンザ及び特措法に関する説明会の実施
 - ②行動計画が実態に即し、かつ有効に機能するものとなるよう、広域的な医療・福祉の調整機能の観点から適切な助言等を実施
- (2) 健康危機事案の発生に備えた体制の確保
 - ①新型インフルエンザ、自然災害等に対する医療体制及び連携体制の確認
 - ②医療機関に対する院内感染防止対策の周知徹底及び情報提供
 - ③社会福祉施設に対する感染症の発生予防及び発生時の対応等について研修会を開催

目標指標

- (1) 管内市町村における行動計画策定・見直し数
管内5市町村(100%)
- (2) 医療施設立入検査時の指導等実施施設数
26年度目標 13病院(対象:26病院)



Ⅲ 豊かな水環境の創出

現状と課題

- 別杵速見及び国東地域には、複数の市町村をまたぐ河川はないが、観光施設をはじめとした大規模な事業場等が多く、これらから排出される水が、公共用水域の水質悪化を引き起こすことのないよう継続的な監視が求められている。
- 一方、管内のし尿処理における水洗化人口は、89.4%と高率であるものの、そのうち50.2%が浄化槽によるものである。集中的な管理が行われる公共下水道と異なり、浄化槽からの放流水質を適正に維持するためには、浄化槽設置者(管理者)が、適正な保守点検や清掃を実施し、法定検査を受検する必要がある。
- また、河川環境の保全活動をしている団体等に対して、環境学習等の機会を通じて、水環境保全の意識の醸成を図ることも必要である。

保健所が実施すべき対策

- (1) 排水監視計画に基づく事業場排水等の検査の実施
- (2) 有害物質を使用・貯蔵等をしている特定施設の立入調査の実施
- (3) 浄化槽の適正管理についての啓発・広報や法定検査未受検者への文書指導
- (4) 河川環境保全に取り組む団体等への環境学習の活用促進



目標指標

- (1) 事業場排水監視計画に対する検査実施率
(実施率 100%:(東部38施設、国東4施設))
- (2) 有害物質使用・貯蔵特定施設等の立入調査実施率
(実施率 100%(東部 10事業場 国東2事業場))
- (3) ①浄化槽設置(管理)者に対する啓発・広報の回数
市町村報掲載・ケーブルテレビ広報 年間3回
②浄化槽法定検査未受検者への文書指導
(文書指導実施率 26年度対象者100%)
- (4) 河川環境保全に取り組む団体等への環境学習の活用促進(環境アドバイザー制度の派遣実績 10回)

V 教育現場における薬育(医薬品の適正使用・薬物乱用防止)授業実施のための支援

現状と課題

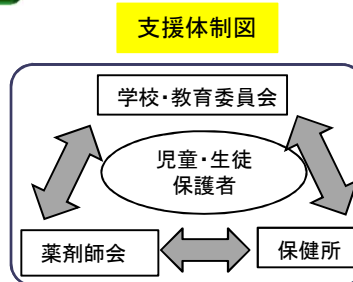
- 【現状】
- ①平成20年度に中学校学習指導要領に、「薬物乱用防止」に加え、「薬の正しい使用」が掲載され、平成24年度から全国の中学校でくすり教育が開始されたが、授業時間の確保が困難であることや、専門的知識が必要であることから、全国的にも定着していない。
 - ②平成25年度、東部保健所が別府市内の小・中学生の保護者を対象に実施したアンケート調査では、中学生から「薬育」を実施してもらいたいという要望が、およそ8割にも上った。
 - ③本年6月から医薬品のネット販売が解禁され偽薬等が安易に入手出来る状況になるため、「薬の正しい使い方」と「薬の副作用の発生リスク」を学ぶ「薬育」を早い時期から推進する必要がある。

平成25年度東部保健所調査研究事業で薬育プログラムを作成

- 【課題】
- ①薬育を推進するための支援体制を構築する必要がある。
 - ②薬育プログラムをベースに、効果的に薬育を実施する必要がある。
 - ③児童・生徒はもとより、保護者への啓発も必要である。

保健所が実施すべき対策

- (1) 支援体制の構築
学校・教育委員会、薬剤師会及び保健所3者による薬育支援体制の構築
- (2) 薬育授業のモデル実施
薬育プログラムをベースにした薬育授業を学校・教育委員会、薬剤師会及び保健所の3者により実施
- (3) 保護者への啓発
児童・生徒及び保護者対象にした「おくすりセミナー」を薬剤師会と協働で開催するとともに、「ほけんだより」等への積極的な情報提供を実施
- (4) 教材の作成
学校薬剤師や薬局薬剤師が、容易に薬育に取り組める教材を薬剤師会と協働で作成



目標指標

- (1) 校長会・教育委員会及び薬剤師会への説明会実施
教員に対する講習の実施
講師となる薬剤師のリストアップ
- (2) 管内4校で薬育授業をモデル実施
- (3) 「おくすりセミナー」の開催(2回)
ほけんだよりでの情報提供
- (4) 「薬育」のためのテキスト作成

